



農林・商工業・資源リサイクル

農林業の振興

市民菜園

市民の皆さんの余暇を利用して、農業に対する理解を深めていただくもので、現在、南ヶ丘、有浦の両地区で、85a(約175区画)の田んぼを、農地を所有していない市民の皆さんが、野菜、花などの栽培に活用しています。1区画の面積は約35㎡で、利用料は2千円となっています。利用期間は1年以内で4月から11月までで、受け付けは毎年3月から行っています。

お問い合わせ

産業部農政課 農政係 ☎43-7073

家畜の伝染病予防

家畜の伝染病を予防するために、乳牛・肉牛・豚・鶏などの畜種に応じた予防接種を必ず受けてください。

お問い合わせ

産業部農政課 生産振興係 ☎43-7074

造林事業への補助

山林の10a以上の面積に、植栽や下刈り、除伐などの保育作業や間伐作業をする際には、その経費の一部を助成する制度があります。間伐等については5ha以上にまとめて申請する必要があるほか、森林経営計画(森林施業計画)を作成している必要があります。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147
大館北秋田森林組合 大館比内支所 ☎43-2285

農業振興地域内農用地区域内の農地を転用する場合は除外手続きが必要です

農業振興地域内農用地区域内の農地とは、市が定める「農業振興地域整備計画」において農業用として利用すべき農地を設定するもので、農業の健全な発展のために必要な施策は、この農業振興地域内農用地区域内の農地を対象に行われます。

農用地区域内の農地を転用して、農地以外の用途に使用する場合は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域内の農地からその土地を除外したうえで、農地法による転用許可を受ける必要があります。除外する要件を全て満たす場合に限り、市では除外申請を受け付けします。

お問い合わせ

産業部農政課 農政係 ☎43-7073

アメリカシロヒトリの防除

緑の敵、アメリカシロヒトリは、年に2回(6月初旬から7月中旬、8月中旬から9月下旬)発生します。この防除には、巢虫(若葉幼虫)の枝葉を切り落とし、廃棄処分や踏みつぶす方法などがあります。また、市ではアメシロ防除用高枝切りバサミ、家庭用噴霧器・動力噴霧器を貸し出ししていますので、ご相談ください。

お申し込み・お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147
比内総合支所 地域振興係 ☎43-7093
田代総合支所 地域振興係 ☎43-7103

伐採や林地を開発するときは、届け出が必要です

個人所有の森林であっても、地域森林計画の対象となる立木を伐採するときは、森林法により伐採する30~90日前までに「伐採および伐採後の造林の届出書」の提出が必要です。1ha以下の森林で、開発行為などにより立木を伐採するときも、伐採をする30~90日前までに届出書の提出が必要となります。なお、1haを超えるときは、県へ林地開発の許可申請が必要となります。地域森林計画の対象森林は、市役所林政課で確認することができます。手続き方法と併せてご相談ください。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147

誕生祝い品贈呈事業

暮らしの中に木を取り入れた子育て環境を整備し、木育の取り組みを推進していくため、市内で生まれた新生児への市の木材や文化を活かした地産地消の木のおもちゃを誕生祝い品として贈呈します。出生の届出の際に、窓口でお受け取りください。

お問い合わせ

産業部林政課 木材産業係 ☎43-7076

再造林費用を一部補助します

市内の森林において、人工林の伐採後に再度植栽する「再造林」を実施する所有者の費用に対し、1haあたり15万円を上限に補助します。国庫補助の対象になる事業だけではなく、自力施行で行うものも含まれます。手続き方法と併せてご相談ください。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147

森林の土地を取得したときは、届け出が必要です

相続や贈与、売買などにより地域森林計画の対象森林の土地を新たに取得したときは、所有者となった日から90日以内に、市に届け出が必要です。登記事項証明書(写し)と森林の土地の位置を示す図面を持参して手続きください。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147



指定野生鳥獣出没時の対応

大館市鳥獣被害防止計画で指定している、ツキノワグマ、カラス類、イノシシ、サル、ニホンジカの出没(目撃や農作物被害など)を確認したときは、大館警察署 ☎42-4111(緊急時は110番)もしくは林政課までご連絡ください。ただし、天然記念物のカモシカや街中カラスは連絡の対象ではありません。また、指定外のタヌキやキツネ、テン、アライグマなど野生小型鳥獣の農作物被害の場合は林政課にご相談ください。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147

猟銃免許取得費用などの一部を助成します

有害鳥獣捕獲業務の担い手の育成および確保を図るため、第一種銃猟免許取得や銃砲所持許可に係る経費、狩猟者登録等関連経費の一部を助成します。猟銃等の取得を検討している場合は事前にご相談ください。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147

林地台帳データをご活用ください

森林施業の集約化や健全化、地域材利用による地方創生、森林所有者や境界の明確化などを目的として林地台帳システムを整備しました。利用は、本人や隣接所有者、その方達に依頼された林業事業者など、地域において森林施業に繋がることが確実な方に限定されますが、森林データや地図データを閲覧することが可能ですのでご利用ください。

お問い合わせ

産業部林政課 森林整備係 ☎43-7147

農業委員会

農業委員会とは

「農業委員会等に関する法律」に基づいて、市町村に設置が義務付けられている行政委員会です。委員は、農業に関する識見を有し地域から推薦された認定農業者や、農業者が組織する団体等からの推薦者、および、公募による候補者から、任命、委嘱します。委員の任期は3年となります。

お問い合わせ

農業委員会事務局 農地振興係 ☎43-7129

◆農地の売買、貸借について

農地を農地として売買または貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。(農地法第3条)

※この場合、買い入れまたは借り入れ農地を含めて、基準面積を満たしていなければなりません。貸し借りの場合、契約期間が満了しても、解約するまでは貸借契約(有償のみ)が存続します。解約の合意書の提出をもって貸借契約が終了します。

農地法によらずに農地の貸し借りができます。(農地中間管理事業の推進に関する法律)

農業の生産性を高めることを目的に、農地中間管理機構がいったん農地を借り受けたのち、担い手への農地集積・集約化を行います。

借り受け期間は、原則10年以上です。

詳しい手続きについては、農業委員会事務局までお問い合わせください。

賃貸借の合意解約

農地等の賃貸借を合意解約する場合は、解約した翌日から30日以内に、農業委員会へ通知する必要があります。

使用貸借の合意解約

農地等の使用貸借を合意解約する場合も、賃貸借と同様に、速やかに農業委員会へ通知する必要があります。

競(公)売による農地の取得

裁判所等が行う農地の競売等に参加(取得)する場合、農業委員会が交付する「農地買受適格証明書」をあらかじめ取得し、提出する必要があります。

お問い合わせ

農業委員会事務局 農地振興係 ☎43-7129

農業者年金制度

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と、農業者の確保を助けることを目的として創設されました。加入者の変動により、保険料・年金額が影響を受けにくい積み立て方式が、平成14年1月1日から採用されています。少子・高齢化による加入者数の変化や財政事情に左右されない今の時代にあった安全・安心な公的年金です。

加入条件

農業者年金には、農業に従事するかた(次の要件を全て満たすかた)は広く加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。

- (1) 国民年金の第1号被保険者
- (2) 年間60日以上農業に従事するかた
- (3) 20歳以上60歳未満のかた

保険は積み立て方式

保険料積み立て方式を採用しています。将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。この保険料総額とその運用益を基礎とする年金を農業者老齢年金といいます。加入者全員が65歳から無条件に受給できます(国民年金と同様、希望により60歳からの繰り上げ受給も可能です)。

保険料

毎月の保険料は、20,000円を基本に、最高67,000円まで1,000円単位で自由に決められますので、経済的な状況や老後の設計などに応じて、いつでも見直すことができます。余裕が出てきたときに積み増しすることも可能です。

年金の受給

農業者年金は80歳までの保証がついた終身年金です。仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳まで受け取れるはずの年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

税金でのメリット

保険料は、全額(最高804,000円)社会保険料控除(所得税)の対象になります。また、受け取る年金についても、公的年金等控除の対象になります。

保険料の助成

認定農業者や青色申告者等の一定の要件を満たす、意欲ある担い手は、政策支援の対象となり、一定の期間につき国の保険料助成を受けることができます。この助成を受けた保険料と運用益を基礎とする年金を特例付加年金といいます。特例付加年金は、農地・採草放牧地および農業用施設の権利移転等を行い、農業経営者でなくなっ

た場合に受給することができます。

現況届

現況届は、農業者年金を受給しているかたが生存しているかどうか、また、経営移譲年金にあっては農業の再開や農地等の返還がなされていないかどうかを確認するための届け出です(用紙は毎年5月下旬に農業者年金基金から各人へ送付されます)。農業者年金を受給されているかたは、本人(本人の署名が困難な場合は代理人)が署名のうえ、毎年6月30日までに現況届を農業委員会に提出してください。提出がないと年金の支払いが差し止めとなりますので、ご注意ください。

加入手続き

加入の申し込み、裁定請求の手続き、住所・氏名の変更、被保険者および受給権者の死亡などの際には各種手続きが必要です。詳細については、農業委員会事務局またはJAあきた北(金融部:根下戸新町7-22 ☎42-8111)にお問い合わせください。

お問い合わせ

農業委員会事務局 農地振興係 ☎43-7129

商工業の振興

大館市融資制度

◆大館市中小企業融資あっせん制度(マル大)

大館市の中小企業者の振興発展を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、経営に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担します。

◆大館市中小企業機械類設備資金融資あっせん制度(大館機械)

大館市の中小企業の事業効率の向上を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、機械類の設備更新に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担するほか、支払った利子の一部を市が補給します。

◆大館市小規模企業融資あっせん制度(マル大小口)

大館市の小規模企業者の振興発展を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、経営に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担します。

◆大館市中小企業創業資金融資保証制度(マル大創業)

大館市の創業者又は創業して間もない事業者の支援を目的として、秋田県信用保証協会と市内金融機関の協力のもと、経営に必要な資金調達の支援を行う融資制度です。この制度を利用して資金を借り受けた場合、信用保証料の全額を市が負担します。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を取得する際の経費の一部を市が補助します。詳しくはお問い合わせください。

- ・申請者 経費を負担した、市内中小企業者または次の対象者
- ・対象者 在職(中小企業の事業所に勤務しているかた)、求職、高校在籍中の市民

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

創業者を支援します

市では、国の認定を受け、商工団体や金融機関と連携して創業を目指すかたを支援しています。資金調達に有利な制度もありますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071

大館市勤労者共済会

市内の中小企業、小規模事業所に働く従業員の福祉向上のため、低廉な掛け金で、交通災害、祝金等の給付が受けられる共済事業や、その他レクリエーション事業、施設および芸術鑑賞費用の助成等も実施しています。

加入できるかた

1. 市内の事業所に勤務する従業員および事業主
2. 市外の事業所に勤務する市内居住者
3. 試用期間およびパートで事業主が認めたかた

加入手続き

入会申込書に記名捺印し、入会金1,000円と当月分掛け金600円を添え、市役所商工課へお申し込みください。

お問い合わせ 産業部商工課 商工係 ☎43-7071



資源リサイクル

バイオマスタウン構想

市ではバイオマス(※1)の主な利活用方法として「廃棄物系バイオマス」と「未利用バイオマス」の2つに分類してバイオマスタウン構想を策定しています。

廃棄物系バイオマス	未利用バイオマス
<ul style="list-style-type: none"> 畜産資源(家畜排泄物など) 食品資源(食品廃棄物、廃食用油など) 下水汚泥 	<ul style="list-style-type: none"> 農産資源(稲わら、籾殻など) 林産資源(間伐材など)

「廃棄物系バイオマス」では、家畜排せつ物等の堆肥化や下水汚泥及びし尿汚泥の資源化、学校給食センター、事業所および家庭などから出る廃食用油のBDF(※2)化を、「未利用バイオマス」では、間伐材等を利用したペレット燃料化や稲わらなどによる堆肥化の推進を図ることにしています。

バイオマスタウン構想を策定したことにより、大館市の「豊かな自然とともに快適に暮らせる環境共生都市」としての役割がより明確なものとなりました。

※1(バイオマス)

動植物から生まれる再生可能な有機性資源。代表的なものには、間伐材、家畜排せつ物、し尿汚泥などがあります。

※2(BDF)

これまで捨てられていた植物性の食用油に、添加物を加えることで精製する代替燃料で、地球温暖化防止や循環型社会の形成に役立つものと注目を集めており、ディーゼルエンジンを搭載するトラックやバスなどに使われています。

お問い合わせ

市民部環境課 環境企画係 ☎43-7049

ペレットストーブ設置費補助金事業

木質ペレットストーブの普及を図るため、木質ペレットストーブを設置するかたを対象に、ペレットストーブ設置経費の一部を補助しています。木質ペレットストーブを住宅や事業所に設置しようかと検討しているかたは、ご相談ください。

お問い合わせ

市民部環境課 環境企画係 ☎43-7049



農林・商工業・資源リサイクル

広告

① 北秋容器株式会社

限りある資源を大切に。

廃ガラス100%を原料とした
無機系多孔質軽資材

スーパーソル



地球に優しい環境エネルギー

大館バイオマス
ペレット



地球温暖化に寄与する
エネルギー源

BIOMASS
CHIP



本社：大館市片山町3-1-47

☎0186-49-1675